

○振動規制法施行規則別表第二の規定に基づく区域及び時間の指定

昭和五十三年四月十四日

山口県告示第三百七十一号

振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号)別表第二の備考1に規定する区域の区分及び同表の備考2に規定する時間の区分を次のとおり定め、昭和五十三年五月一日から施行する。

一 区域の区分

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十八号)により指定された地域のうち、次に掲げる区域

(一) 第一種区域

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十九号。以下「告示」という。)により第一種区域とされた区域

(二) 第二種区域

告示により第二種区域(一)及び第二種区域(二)とされた区域

二 時間の区分

昼間	午前八時から午後七時まで
夜間	午後七時から翌日の午前八時まで